

令和元年6月第1四半期 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、令和元年第1四半期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない令和2年3月期決算会社の第1四半期決算(平成31年4月1日から令和元年6月30日まで)を想定して記載している。

令和元年第1四半期決算では、たとえば、条件付取得対価に関する改正を主な内容とする「企業結合に関する会計基準」(改正企業会計基準21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針10号)は、平成31年4月1日以後開

始する事業年度の期首以後実施する組織再編から適用されることとなる。ただし、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(令和元年5月27日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。なお、実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表すこととした(例：19.6.20(No.1548)→2019年6月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
〈四半期報告書関係〉			
四半期報告書	<p>投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様であるまたは重複する箇所があれば、当該他の記載と同様もしくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる(企業内容等開示ガイドライン24の4の7-7、5-14)。</p> <p>① 「主要な経営指標等の推移」 「主要な経営指標等の推移」に関して、企業内容等開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用等が規定されている(企業内容等開示ガイドライン24の4の7-7、5-12-2)。</p> <p>② 「事業の内容」 当四半期連結累計期間において、事業の内容に重要な変更があった場合に、その内容を記載する。 セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>③ 「事業等のリスク」 ・平成31年1月改正後の「記載上の注意(7) 事業等のリスク」(下線部は改正箇所)</p> <p>a 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。(8)a及び(8)f</p>	<p>内閣府令3号は公布の日(平成31年1月31日)から施行する。 次の経過措置がある。</p> <p>① 新開示府令第四号の三様式の規定(次の②の規定を除く)は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。</p> <p>② 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(7)および(8)の規定は、平成32(令和2)年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半</p>	<p>① 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成31年1月31日、内閣府令3号) →本誌19.4.1 (No.1541)解説</p> <p>② 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の改正</p> <p>③ 記述情報の開示に関する原則(平成31年3月19日、金融庁) →本誌19.5.1 (No.1544)解説</p> <p>④ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」における「監査役監査の状況」の記載について(2019年4月16日、日本監査役協会)</p> <p>⑤ 無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(令和元年5月7日、内閣府令2号)</p>